

久留米市議会情報セキュリティ規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定による久留米市議会のサイバーセキュリティを確保するための方針は、久留米市情報セキュリティ規則（令和4年久留米市規則第2号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。